

8 税金、公共料金

目次

1 制度一覧

2 障害者手帳

3 障害福祉サービス

4 梶表

5 日常生活用具

6 年金等

7 医療

8 税金、公共料金

9 交通機関

10 常生活支援

11 障がい別支援

12 障がい別支援

13 就労支援

14 選挙

15 相談

16 施設

17 関係機関

18 シンボルマーク

19 マイナーバー
関連

所得税・住民税の控除

身 知 精

確定申告や年末調整で下記の控除を申告されると、所得税や住民税の控除を受けられます。

① 障害者控除	区分	対象者	所得控除額		必要書類	
			所得税	市県民税		
② 小規模企業共済等掛金控除	障害者	・身体障害者手帳3~6級 ・療育手帳 Bの1、Bの2 ・精神障害者保健福祉手帳2・3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円	障害者手帳	
	特別障害者	・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳 Aの1、Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円		
	同居特別障害者	扶養親族が特別障害者で、かつ 同居している場合 →加算が付き、右記の額となります	1人当たり 75万円	1人当たり 53万円		
窓口	共済に加入し、掛金を納入している場合、掛金の金額を所得から小規模企業共済等掛金控除として差し引くことができます。					
対象者		必要書類				
心身障害者扶養年金に加入されている方		共済掛金の払込証明書または領収書				
・所得税……松戸税務署 電話 047-363-1171 〒271-8533 松戸市小根本53-3 ・個人市民税・県民税・森林環境税(住民税)…鎌ヶ谷市 課税課(市役所2階) 電話 047-445-1094						

相続税の控除

身 知 精

相続人が障がい者であるとき、一定の金額が障害者控除として相続税額から差し引かれます。

詳しくは松戸税務署までお問い合わせください。(電話 047-363-1171 〒271-8533 松戸市小根本53-3)

贈与税の非課税

身 知 精

特別障害者(1級)が受け取る信託財産については、その信託財産の価格のうち一定の金額までは贈与税の課税対象になりません。

詳しくは松戸税務署までお問い合わせください。(電話 047-363-1171 〒271-8533 松戸市小根本53-3)

自動車税(種別割・環境性能割)の減免 身 知 精

次の場合、自動車税(種別割・環境性能割)が免除になります。

対象者	次の障がい者手帳を所持し、車の所有者が本人又は本人と生計を一にする方であること																								
	身体	視覚	1～3級と4級の1	聴覚	2～3級	音声言語	3級(喉頭摘出に係るものに限る)																		
		平衡	3級	上肢	1～2級	下肢	1～6級	1～3及び5級																	
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸		1・3・4級		免疫	1～3級																		
		肝臓		1～4級																					
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能		(上肢)1～2級、(移動)1～6級																					
	療育	Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2※ ※Aの2は、音声、言語、上肢の機能障がいがあり身体障害者手帳に3級以上の記載がある方																							
	精神	1級																							
	※障がいが複数ある場合は、個々の障がいの区分ごとに判断します。																								
減免内容	全額免除																								
必要書類		① 障害者手帳																							
		② 車検証(写)	※住所及び使用の本拠の位置が住民票と同じであること																						
		③ 運転免許証(写)	※住所が住民票と同じであること。裏面記載がある場合は両面の写し。																						
		④ 印鑑(認め印)	※納税義務者のもの																						
		⑤ 生計同一証明書【自動車の所有者又は運転者が、障がい者本人以外の同居家族等である場合】	発行窓口身体・療育…市役所障がい福祉課 精神…習志野健康福祉センター(保健所)※住民票が必要 ※生計同一証明書に代えて、使用目的を証する書類でも申請することができます																						
		⑥ 常時介護証明書【障がい者のみの世帯で、所有者が障がい者本人、かつ運転者が同居していない介護者である場合】	発行窓口身体・療育…市役所障がい福祉課 精神…習志野健康福祉センター(保健所)※住民票が必要																						
		⑦ 移転登録後の自動車車検証(写)【前減免車を移転登録(名義変更)した場合】																							
		⑧ 抹消登録の証明書(登録識別情報等通知書(写)等)【前減免車を抹消登録した場合】																							
申請期限	自動車税(種別割)	・3月31日以前から自動車を所有している方	→納税通知書の納期限																						
		・障害者手帳を新規に交付された方	→交付日から1か月以内																						
		(等級変更で新たに減免対象となる方を含む)																							
	自動車税・ 軽自動車税 (環境性能割)	・自動車を新規に取得する方	→自動車の新規登録日から1か月以内																						
		・減免を受けている自動車を乗り換えされる方	→新自動車の新規登録日又は旧自動車の 抹消登録日のいずれか遅い日から1か 月以内																						
		(注)期限を過ぎて申請があった場合、翌年度からの減免となります 申請車又は前減免車が4月1日以降に移転登録(名義変更)の場合の申請期限 は、翌年度の納期限です																							
窓口		自動車の登録日から1か月以内																							
		(注)期限を過ぎると減免となりません																							
その他	・自動車の所有者、運転者は、障がい者本人又は同居の家族等に限られます。 ・入院中である等、障がい者の移動のために自動車を利用していない場合は減免対象外です。																								
	・船橋県税事務所 電話047-433-1275 〒275-8580 船橋市湊町2-10-18 ・松戸県税事務所 電話047-361-2168 〒271-8533 松戸市小根本7 ・他の県税事務所、千葉県自動車税事務所																								

軽自動車税(種別割)の減免

身 知 精

次の場合、軽自動車税(種別割)が免除になります。

対象者		減免内容
前ページの「自動車税(種別割・環境性能割)の減免」の対象者 ※環境性能割の減免については当分の間、千葉県が行います。		全額免除 (1人1台に限る)
必要書類	①障害者手帳(写) ②車検証(写) ③運転免許証(写) ④納税通知書 ⑤個人番号カード又は個人番号通知カード(写) ⑥減免申請書	※住所が住民票と同じであること ※住所が住民票と同じであること。裏面記載がある場合は両面の写し。 ※納税義務者のもの
申請期限	納期限の7日前まで →申請期限を過ぎた場合、その年度の減免申請の受付はできませんので、ご注意ください。	
窓口	鎌ヶ谷市 課税課(市役所2階)	電話 047-445-1096 FAX 047-445-1400



NHK 放送受信料の免除

身 知 精

市民税非課税世帯や世帯主が重度障がいの世帯は、NHK 放送受信料が割引になります。

減免	適用条件
全額免除	障害者手帳所持者がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
半額免除	・重度の障害者手帳の所持者が世帯主かつ受信契約者の場合 ・視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をもっている方が世帯主でかつ受信契約者の場合
必要書類	①障害者手帳 ②印鑑
窓口	・障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1305 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用) ・NHK ふれあいセンター ナビダイヤル電話 0570-077-077 FAX 045-522-3044



千葉県企業局水道料金の一部免除

身 知 精

市民税非課税で重度障がいの世帯は、千葉県企業局(県水道事業)の水道料金が一部免除になります。

対象世帯	減免内容
次のいずれかに該当する世帯 ①次のいずれかの手帳を所持する方がいる市民税所得割非課税の世帯 ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳 Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ②特別児童扶養手当受給世帯	基本料金と従量料金の合計額の8%相当額 (10円未満切捨て)
必要書類	①障害者手帳 ②印鑑
窓口	・障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1305 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用) ・千葉県企業局県水お客様センター 電話 0570-001-245(ナビダイヤル) 電話 043-310-0321(ナビダイヤルを利用できない場合) FAX 043-272-3333



目次
1 制度一覧
2 障害者手帳
3 障害福祉サービス
4 補装具
5 日常生活用具
6 年金等
7 医療
8 税金、公共料金
9 交通機関、自動車
10 日常生活支援
11 障がい別支援
12 聴覚
13 就労支援
14 選挙
15 相談
16 施設
17 関係機関
18 シンボルマーク
19 マイナーバー
関連

NTT 電話番号案内の無料利用(ふれあい案内)

身 知 精

電話帳の利用が困難な障がいのある方は、NTT の電話番号案内(104 番)を無料で利用できます。

対象者	内容
・身体障害者手帳(視覚1~6級、上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1~2級) ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	「104」番の電話番号案内サービスが無料 
利用方法	「104」番に電話し、最初に「ふれあい案内」と申し出た後、オペレーターに事前に登録した次の2つの番号をお伝えください。 ①電話番号 ②暗証番号
必要手続	事前に NTT に登録が必要です。下記のフリーダイヤルへお電話ください。
窓口	NTT 東日本 電話 0120-104174(フリーダイヤル)

携帯電話の基本料金の割引

身 知 精 難

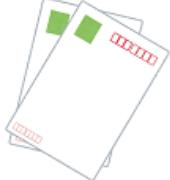
障害者手帳を持っている方は、携帯電話の料金が割引になります。

対象者	減免内容
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特定疾患医療受給者証 ・特定疾患登録者証 ・特定医療費(指定難病)受給者証	基本料金等の割引 (携帯会社により、対象者や割引内容が異なります) 
必要書類	各携帯電話会社のショップにお問い合わせください。
窓口	各携帯電話会社のショップ

はがきの無償配付(青い鳥郵便葉書)

身 知

重度の身体又は知的障がいがある方で、ご希望された方に、郵便局から葉書が配付されます。

対象者	内容
・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳 Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2 	郵便局から、郵便はがき20枚が配付されます。 <はがきの種類(申請時にご指定ください)> ①通常郵便はがき 【種類:無地、インクジェット紙またはくぼみ入り】 ②通常郵便はがき・胡蝶蘭 【種類:無地またはインクジェット紙】
必要手続	・毎年4月~5月に申請が必要です。お近くの郵便局に障害者手帳を持参し、ご申請ください。 ・後日ご自宅に郵送されます。
窓口	・各郵便局 ・日本郵便(株) お客様サービス相談センター 電話 0120-2328-86(フリーコール) 携帯電話からの電話番号 0570-046-666(通話料有料)